

令和6年度申請（令和7年度事業）

共同募金配分<地域配分>申請の手引き

（事業経費配分 編）



< ご案内 >

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、太田市共同募金委員会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

太田市共同募金委員会

〒373-0817 太田市飯塚町1549

太田市社会福祉協議会内

TEL 0276-46-6208/FAX 0276-46-6229

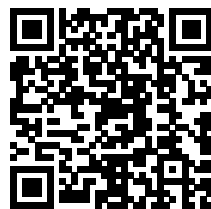
<https://otashakyo.jp/business/fund-raising/>



「広域配分」については、群馬県共同募金会へ
お問い合わせください。

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12

TEL:027-255-6596 / FAX:027-255-6214



令和6年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（事業経費配分 編）

令和6年度共同募金は、令和7年度に実施する事業に対して配分します。

配分を受けるにあたっては、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）を遵守してください。

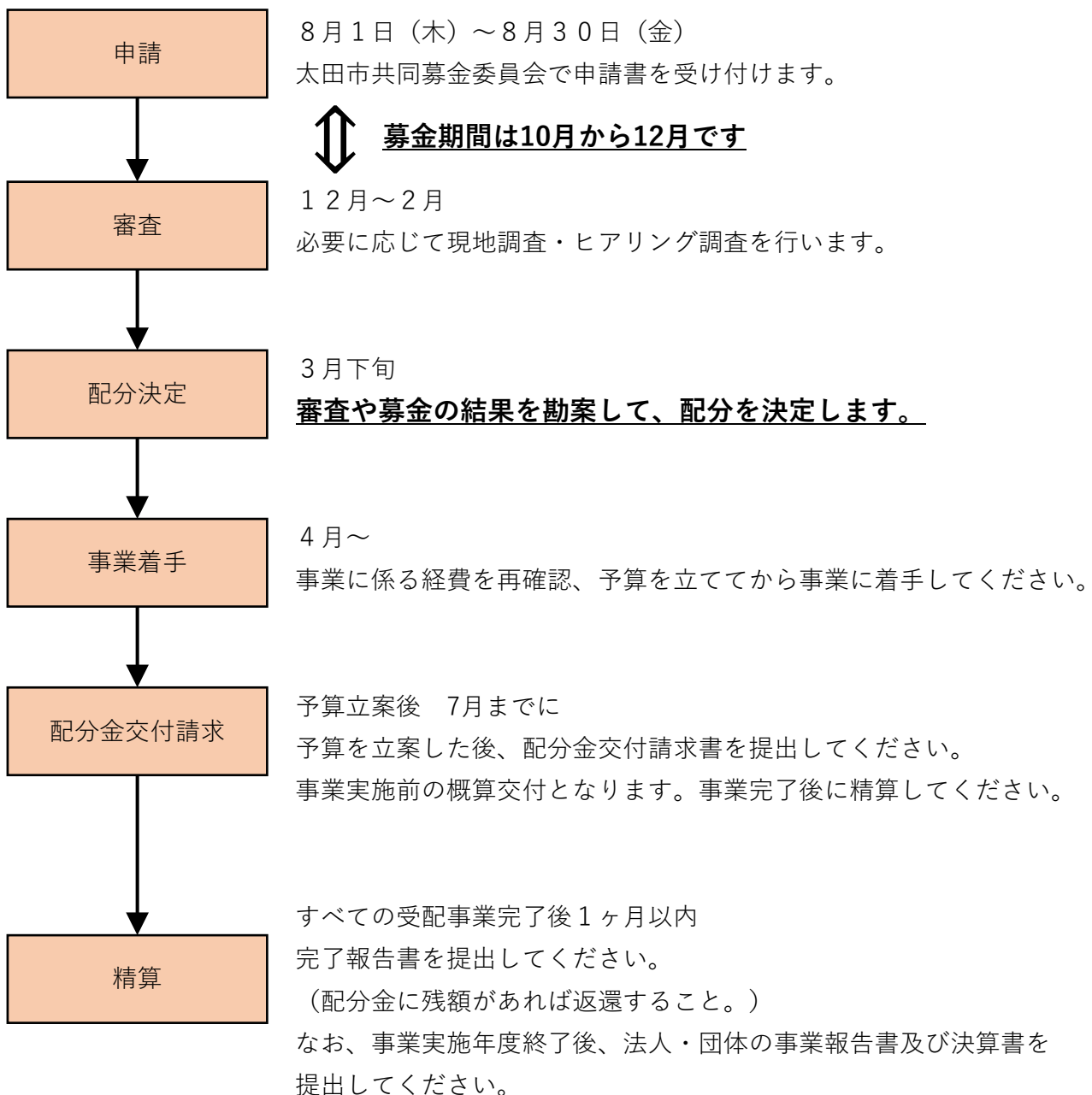
I この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、次の法人・団体です。

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する者
- ② 主に太田市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体など

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせください。

II 申請から事業実施までの流れ



Ⅲ配分基準等

1 対象法人・団体

- (1) 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、地域活動支援センターを経営または運営する者
- (2) 主に太田市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体(※)、その他本会が必要と認める団体

※ この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体とします。

2 対象事業

地域福祉の推進を図ることを目的とした次の事業を対象とします。

- (1) 公的制度で対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- (2) 福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- (3) 地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- (4) 地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

3 対象外事業

- (1) 社団や組合等、構成員の互助共済のみを目的とする事業。
- (2) その名称の如何にかかわらず、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業または営利を目的に行っているとみなされる事業。
- (3) 特定の個人的活動またはそれに類する事業。
- (4) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされるもの。
- (5) 介護保険事業。
- (6) 他団体または下部組織への運営費補助事業。
- (7) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業。

※ 行政からの委託事業は原則対象外ですが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象となる場合があります。

- ① 委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が、概ね6割以下のもの
- ② 小規模事業で、事業を運営する法人の財政基盤が脆弱なもの
- ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び地域活動支援センター
- ④ 委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

4 対象外経費

- (1) 申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費

- (3) 飲食経費（福祉サービス利用者に提供するものについてはこの限りでない。）
- (4) 宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業についてはこの限りでない。）
- (5) 機関誌・広報誌等発行事業に係る直接経費（印刷製本費・発送料）以外の経費

5 配分限度額

配分上限額は20万円で、申請事業にかかる経費の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とします。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出します。なお、配分限度額の範囲内で申請できる事業数は3事業までです。

6 留意事項

- (1) 申請事業実施に必要な備品等購入経費計上の場合、かかる経費の2分の1以内とします。
- (2) 同一事業を同様の内容で受配できるのは連続3年までとし、1年を空けなければ再申請できません。3年を超えて連続受配を希望する場合および再申請する場合は、理由を付して申請してください。
- (3) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。他の配分（備品整備配分、運営費配分、赤い羽根文庫購入配分）の申請書も提出できません。
- (4) 令和5年度の本配分および他配分いずれかの決定を受けている場合は、申請できません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外に係る事業であれば申請できます。
- (5) 地域福祉活動計画に沿った事業等の太田市内を見渡してニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。
- (6) 保育所など施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民等の施設利用者以外へサービスや情報の提供などを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行います。
- (7) **赤い羽根共同募金の趣旨や使いみちをご理解いただく為、申請場所等での募金箱の設置と10月に行われる募金活動（街頭募金など）の参加にご協力いただきます。**
(申請年度及び配分年度の2年間)

IV配分申請書の作成方法及び提出先等

1 申請する事業内容の検討

事業の目的・対象者・実施回数・実施時期・実施方法等を団体のメンバーで決めてください。特に、代表者・担当者の一個人の意見だけで事業を計画しないようにしてください。

(配分決定後、事業着手の段階で団体メンバーの意見が合わずに実施できないということのないように。)

2 事業経費の見積

事業にかかる経費（例えば給食サービスであれば材料代や配達費、講演会であれば会場費や講師謝金）を見積もり、総事業費を把握するとともに、団体として実施可能か確認してください。

3 配分申請書の作成

- (1) 「申請事業の概要」欄：申請事業の概要、配分が必要な理由などを記入してください。
特に、申請事業を実施することにより解決したい課題等についても記述してください。
- (2) 「経費内訳」欄：見積書をもとに、物品別・経費別に区分けして記入してください。
- (3) 「資金内訳」欄：配分金、補助金、自己資金等の金額を申請書の「資金内訳」欄に記入してください。配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）なので注意してください。
- (4) 添付書類を用意
 - ① 見積書コピー、カタログ（備品を購入する場合）
 - ② 定款・会則のコピー
 - ③ 令和5年度の法人・団体の事業報告書・決算書（申請時提出できない場合は8月末日まで）
※ 決算書：施設毎の内訳を記載した収支計算書及び法人全体の貸借対照表を必ず添付
 - ④ 令和6年度の法人・団体の事業計画書・予算書
 - ⑤ その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付

4 申請方法

- (1) 受付窓口：太田市共同募金委員会（太田市社会福祉協議会内）
- (2) 受付期間：令和6年8月1日（木）～8月30日（金）（郵送不可、期間内に提出のこと）

記入例

(あて先) 太田市共同募金委員会長

[申請者]

受付欄 (收受印)

<small>ふりがな</small> 法人・団体名	<small>ざいたくねっと あかいはねかい</small> 在宅福祉ネット 赤い羽根の会	<small>法人・団体の印</small> 赤い羽根 の 印 会 長 印	
<small>ふりがな</small> 代表者職氏名	<small>かいちょう</small> (役職) 会長	<small>はね さぶろう</small> (氏名) 羽根 三郎	
所在地	〒373-0817 太田市飯塚町1549		
TEL	0276-46-6208	FAX	0276-46-6229

(URL [https://akaihane-gunma.or.jp./zaitakufukushi./](https://akaihane-gunma.or.jp./zaitakufukushi/))

令和6年度共同募金 (令和7年度事業) 配分申請書
～ 事業経費 配分 ～

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。

記

1 申請事業 (詳細は別紙事業計画書のとおり)

事業名	受配連続年数	総事業費	配分申請額 (千円未満切り捨て)
身体機能向上マッサージ研修	1 年目	101,360	76,000
	年目		
	年目		
		配分申請額 (千円未満は切り捨て)	76 ,000 円

2 この申請に関する事務担当者

所属・職名	会長	TEL	0276-46-6208
<small>ふりがな</small> 氏名	<small>はね さぶろう</small> 羽根 三郎	FAX	0276-46-6229

3 申請者に関する添付書類

- 定款・会則など、組織に関する資料
- 令和5年度事業報告書・決算書 (申請時に提出できない場合は、 月提出予定)
- 令和6年度事業計画書・予算書

4 街頭募金への協力

共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が資源となっています。
申請した令和6年度と配分を受ける令和7年度の2年間ご協力ください。
募金活動の内容は、変更になる場合があります。

できる できない

●申請書の受付窓口
太田市共同募金委員会

●提出締切
令和6年8月30日(金)

<備考>

配分申請事業計画書

■事業名

身体機能向上マッサージ研修

新規事業

継続事業
(受配履歴なし)

継続事業
(受配連続 年日)

■事業の概要

○現状・解決したい地域課題・社会課題
重度の肢体不自由を持つ子供達は身体の麻痺や過緊張等、本人の意志とは関係ない身体の動きに大きなストレスを抱え生活している。
○具体的事業内容
自宅で日常的にマッサージを行うことは、日々の身体的ストレスの解消、精神と体の安楽につながる。これを実践するため障害児者の身体機能向上に効果のあるマッサージ法の講師を招き、当事者とその家族が揃ってマッサージを学び、自宅でも術式を行えるよう学習を行う。研修は1回目から4回目迄受講することとし、参加費1人500円を頂く。

■経費内訳

項 目	内 訳 (なるべく詳細に記入)	金 額 (円)
諸 謝 金	講師謝礼 10,000円×4回	40,000
旅 費 交 通 費	講師交通費 2,000円×4回	8,000
消 耗 品 費	封筒500円、印刷機インク10,000円、用紙代4,000円	14,500
印 刷 製 本 費	チラシ代 (5,000枚) 10,000円	10,000
使 用 料	多目的スペース賃料 5,000円×4回	20,000
通 信 運 搬 費	切手代110円×50枚	5,500
そ の 他	行事用保険料840円×4回=3,360円	3,360
備 品 費		
合 計		101,360

■資金内訳

内 訳	金 額 (円)	備 考
共同募金配分金	76,000	※配分金割合 74.98%
他からの補助金		
申請者自己資金	10,360	
その他	15,000	参加費500円×30人
合 計	101,360	

■実施予定時期

主な対象者
在宅障害児とその家族
実施回数・時期
4回 (4 ~ 1月)
件数・のべ対象者数
件 120 人

※原則として [配分金]÷[資金合計-補助金]≤75%

■添付書類 申請事業に関する書類

 カタログ・図面 (設置工事が必要な場合)

 その他参考資料[]

(あて先) 太田市共同募金委員会長

[申請者]

受付欄 (収受印)

ふりがな 法人・団体名			法人・団体の印
ふりがな 代表者職氏名			印
所在地			
TEL		FAX	

(URL https://)

令和6年度共同募金 (令和7年度事業) 配分申請書
 ~ 事業経費 配分 ~

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。

記

1 申請事業 (詳細は別紙事業計画書のとおり)

事業名	受配連続年数	総事業費	配分申請額 (千円未満切り捨て)
	年目		
	年目		
	年目		
配分申請額 (千円未満は切り捨て)			, 000 円

2 この申請に関する事務担当者

所属・職名		TEL	
ふりがな 氏名		FAX	

3 申請者に関する添付書類

	定款・会則など、組織に関する資料
	令和5年度事業報告書・決算書 (申請時に提出できない場合は、 月提出予定)
	令和6年度事業計画書・予算書

4 街頭募金への協力

共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が資源となっています。
 申請した令和5年度と配分を受ける令和6年度の2年間ご協力ください。
 募金活動の内容は、変更になる場合があります。

できる

できない

●申請書の受付窓口
 太田市共同募金委員会

●提出締切
 令和6年8月30日(金)

<備考>

